

## 魚沼市空家等解体補助金 チェックシート

<input type="checkbox"/> 登記事項証明書に所有者として登録されていますか（未登記の場合は固定資産税台帳記載事項証明書）又は相続人ですか。	いいえ→	補助の対象となりません。
はい↓		
<input type="checkbox"/> 空家等が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から、当該空家等の除却についての同意を得られていますか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 抵当権等が設定されている場合は、当該権利の権利者から、当該空家等の除却についての同意を得られていますか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 公共事業等の補償の対象となっていない建築物ですか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 建て替えを目的とした解体ではない建築物ですか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 1年以上居住その他使用がなされていない建築物ですか。 （又は今後居住等しない建築物ですか）	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 敷地全体を更地の状態にする解体工事ですか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 解体工事の契約又は着手（既に完了）はしていないですか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 市内に本店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主が行う解体工事ですか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 他の同種の補助金を受けていない解体工事ですか。	いいえ→	
はい↓		
<input type="checkbox"/> 補助対象者の属する世帯の所得（各種所得控除前の所得税課税所得金額）が1,000万円以上ではありませんか。	いいえ→	
はい↓		
裏面の留意事項をご確認ください。		

## 【留意事項】

- 1 予算の範囲内において魚沼市空家等解体補助金を交付します。  
※交付申請書を提出すれば必ず補助金が交付される訳ではありません。  
また、魚沼市からの空家等解体補助金交付決定通知後の着手（契約を含む）が補助金対象となります。
- 2 補助金の支払いは、業者へ解体工事費の支払い後、空家等解体補助金実績報告書兼請求書の提出後に指定口座に支払われます。
- 3 空家等の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、翌年度から土地にかかる固定資産税が増加になる場合があります。

令和5年度の補助金の交付決定については、8月下旬を予定しております。